

第25期 定時株主総会 招集ご通知



開催
日時

2023年3月24日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催
場所

東京都中央区京橋一丁目10番7号
K P P八重洲ビル 12階
A P 東京八重洲 F + Gルーム

（開催場所が前回と異なります。
末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議
事項

- 第1号議案
剰余金の配当の件
- 第2号議案
定款一部変更の件
- 第3号議案
取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第4号議案
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

■ご来場について

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本株主総会につきましては、極力書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会会場へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

■お土産の取りやめについて

株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社オロ

証券コード：3983

株 主 各 位

証券コード 3983
2023年3月2日
(電子提供措置の開始日2023年3月1日)
東京都目黒区目黒3丁目9番1号
株 式 会 社 オ ロ
代表取締役社長 川 田 篤

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第25期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.oro.com/ja/ir/library/>

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※東証ウェブサイト上で招集ご通知を閲覧される場合、上記URLにアクセス後、次の手順にしたがって操作をお願いいたします。

1. コード「3983」で検索後、オロの「基本情報」ボタンを押下
2. 「縦覧書類 / PR情報」タブを押下
3. 「・[株主総会招集通知 / 株主総会資料]」の「情報を閲覧する場合はこちら」を押下

なお、当日ご出席されない場合には、書面又はインターネット等により議決権を行使することができませんので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年3月23日（木曜日）午後6時30分までに、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送くださるか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）より議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区京橋一丁目10番7号 K P P八重洲ビル 12階
A P東京八重洲 F + Gルーム
(開催場所が前回と異なります。末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第25期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件 |

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、書面により複数回議決権行使をされた場合又はインターネットにより複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
 - ◎議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社では、企業価値を継続的に拡大し株主の皆様へ利益還元を行うことを重視しています。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき20円 総額322,343,080円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年3月27日 (月)

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」（以下「改正産競法」といいます。）が成立し、新たに上場会社に場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められました（2021年6月16日施行）。多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化に資するバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、現行定款第12条第2項の変更を行うものであります。

なお、現行定款第12条第2項の変更に係る定款変更の効力発生は、改正産競法の定めにより本株主総会の決議に加え、株主の利益に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

- (2) 当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を推進し、各機能を強化するため、執行役員制度を導入します。また、取締役会における経営戦略等の議論を一層充実させるため、執行役員制度の導入により取締役会の最適化を図りたいと存じます。これに伴い、現行定款について所要の変更を行うものであります。
 - ①変更案第14条及び第23条は、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長について、取締役社長としていたものを代表取締役に変更するものであります。
 - ②変更案第22条第2項は、役付取締役の規定を削除するものであります。
 - ③第31条及び第32条は、執行役員及び役付執行役員等に関する規定を追加するものであります。
- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、上記1. (1) に係る現行定款第12条第2項の変更を除き、本總會終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款 (2023年3月24日現在)	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主總會</p> <p>(株主總會の招集)</p> <p>第12条 (条文省略) (新設)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主總會は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主總會を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主總會</p> <p>(株主總會の招集)</p> <p>第12条 (現行どおり) <u>2. 当社は、株主總會を場所の定めのない株主總會とすることができる。</u></p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主總會は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。<u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役が株主總會を招集し、議長となる。</u></p> <p>2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主總會を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第18条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第21条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第24条～第30条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり) (削除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第24条～第30条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 執行役員</p> <p>(執行役員)</p> <p>第31条 <u>当社は、取締役会の決議によって、執行役員を選任し、当社の業務を執行させることができる。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、執行役員の中から社長執行役員1名、専務執行役員、常務執行役員各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(執行役員規程)</p> <p>第32条 <u>執行役員に関する事項は、本定款のほか、取締役会において定める執行役員規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="329 232 571 263">第5章 監査等委員会</p> <p data-bbox="160 293 520 323">第31条～第35条 (条文省略)</p> <p data-bbox="341 353 559 384">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="160 414 520 444">第36条～第37条 (条文省略)</p> <p data-bbox="374 474 526 505">第7章 計算</p> <p data-bbox="160 535 520 565">第38条～第41条 (条文省略)</p> <p data-bbox="160 595 211 625">附則</p> <p data-bbox="160 656 374 686">第1条 (条文省略)</p> <p data-bbox="420 716 483 746">(新設)</p>	<p data-bbox="934 232 1176 263">第6章 監査等委員会</p> <p data-bbox="765 293 1146 323">第33条～第37条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="946 353 1164 384">第7章 会計監査人</p> <p data-bbox="765 414 1146 444">第38条～第39条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="979 474 1130 505">第8章 計算</p> <p data-bbox="765 535 1146 565">第40条～第43条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="765 595 816 625">附則</p> <p data-bbox="765 656 1003 686">第1条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="777 716 1158 746">(株主総会の招集に関する経過措置)</p> <p data-bbox="765 746 1351 913">第2条 第12条第2項の新設は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。なお、附則第2条は、効力発生日をもってこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、執行役員制度を導入することに伴い、取締役構成数を減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について、監査等委員会から特段の意見はありません。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1 かわ た
川田 あつし
篤 (1973年9月8日生)

再任

■所有する当社の株式の数 6,244,479株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年1月	有限会社オロ（現 株式会社オロ）設立 代表取締役社長（現任）	2018年6月	ネットイヤーグループ株式会社 社外取締役
2010年1月	欧楽科技（大連）有限公司董事長	2018年7月	oRo Digital Asia Sdh. Bhd. Director
2012年12月	oRo Vietnam Co., Ltd. 会長	2020年5月	株式会社日宣 社外取締役（現任）
2013年12月	oRo Malaysia Sdn. Bhd. Director		
2014年7月	oRo (Thailand) Co., Ltd. 取締役		(重要な兼職の状況)
2016年1月	台灣奧樂股份有限公司董事		株式会社日宣 社外取締役
2016年5月	大連奧樂廣告有限公司董事長		
2018年2月	欧楽科技（大連）有限公司董事長		
2018年2月	大連奧樂廣告有限公司董事長		
2018年2月	台灣奧樂股份有限公司董事		
2018年4月	当社国際事業本部長		

■取締役候補者とした理由

川田篤氏は、1999年の当社設立以来、長年にわたり当社グループ全体の経営の指揮を執り、当社グループの発展を牽引してきました。当社グループ経営全般に関する経験、知見等は、今後も当社グループの企業価値向上に寄与するものであると判断し、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年1月	有限会社オロ (現 株式会社オロ) 設立 取締役	2015年1月	当社管理本部長 (現 コーポレート本部長) (現任)
2009年4月	当社管理本部長	2021年3月	株式会社オロ宮崎取締役 (現任)
2009年6月	当社専務取締役 (現任)	2021年3月	株式会社oRo code MOC取締役 (現任)
2010年1月	欧楽科技 (大連) 有限公司董事		
2013年1月	oRo Vietnam Co., Ltd. General Director		(重要な兼職の状況) 株式会社オロ宮崎 取締役
2013年12月	oRo Malaysia Sdn. Bhd. Director		株式会社oRo code MOC 取締役

■取締役候補者とした理由

日野靖久氏は、1999年の当社設立以来、長年にわたり管理業務を中心にグループ経営を統括し、当社グループの発展を牽引してきました。当社グループ経営並びに管理業務の経験、知見等は、今後も当社グループの企業価値向上に寄与するものであると判断し、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

(第3号議案に関する注記)

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約により被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為 (不作為を含みます。) に起因して、損害賠償請求がなされた場合に被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は任期途中に更新することを予定しております。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス

招集ご通知記載の候補者を原案どおり全てご選任いただいた場合、各取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

	企業経営	事業戦略・ マーケティング	テクノロジー	グローバル ビジネス	ESG・ サステナビリティ	財務・ 会計・投資	法務・ リスク マネジメント
川田 篤	○	○	○		○		
日野 靖久	○			○	○	○	○
鈴木 誠一				○	○		○
廣岡 穰						○	○
前田 洋一	○	○		○			○
今村 由幾					○		○

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

当社は、2022年3月25日開催の第24期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入し、対象取締役に対し譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することについてご承認いただいております。また、2020年3月26日開催の第22期定時株主総会においても社外取締役を除く取締役を対象として同様にご承認をいただいております。

本議案は、執行役員制度を導入することに伴い、対象取締役がその退任後も役付執行役員である間は引き続き譲渡制限付株式を保有することにより、当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的として、対象取締役の退任時の取扱い及び譲渡制限の解除について改定したく、ご承認をお願いするものであります。

具体的には、対象取締役の退任時の取扱いについては、「対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役のいずれの地位をも退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。」とし、譲渡制限の解除については、「対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。」としてご承認いただいております。

これを、対象取締役の退任時の取扱いについては、「対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役又は役付執行役員のいずれの地位をも退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。」とし、譲渡制限の解除については、「対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役又は役付執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。」に変更したいと存じます。

併せて、改定前に付与済みの譲渡制限付株式を保有する対象取締役からの同意を得ることを条件に、付与済みの当該株式についても、同様に対象取締役の退任時の取扱い及び譲渡制限の解除を変更することといたします。

現在の対象取締役は4名であります。第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、対象取締役の員数は2名となります。また、本議案に基づく改定前に付与済みの譲渡制限株式を保有する対象取締役は4名です。

本議案の内容は、上記改定の目的に照らし、相当であるものと判断しております。また、本議案について、監査等委員会から特段の意見はありません。

なお、本制度の内容は、対象取締役の退任時の取扱い及び譲渡制限の解除を除き、上記株主総会においてご承認いただいた内容から変更は無く、その概要は以下のとおりです（下線部が変更箇所であります。）。

1. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限数等

当社の譲渡制限付株式報酬制度において、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権であり、その総額は年額500万円以内としております。対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより取締役の報酬等として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年15,000株以内としております。なお、1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定される金額とします。

2. 対象取締役に付与する譲渡制限付株式に関する事項

これによる当社の普通株式を発行又は処分するに当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役又は役付執行役員のいずれの地位をも退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役又は役付執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由に

より、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

事業報告 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2022年1月1日～2022年12月31日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に対する各種政策により経済活動の正常化が進み、外国人の新規入国制限の見直しが発表されるなど、景気持ち直しの動きがみられました。一方、世界的な半導体供給不足に起因するサプライチェーンのひっ迫状況は依然として続いているほか、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による原材料価格の上昇、供給面での制約や金融市場の変動など、先行きは極めて不透明な状況となっております。

国内の情報サービス業においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機にリモートワークを前提とした新しい働き方への移行が進んだことで、企業向けのシステムにおけるクラウドサービスの需要が継続的に高まっております。また、企業のDX化の流れに伴い、生産性向上及び業務効率化に対して高いコストパフォーマンスと利便性を備えた情報システムが求められております。

インターネット業界においては、大手企業を中心として既存のビジネスモデルや業界構造を大きく変化させる新たなデジタル化（DX）の流れが引き続き力強く、特に広告市場においては次々とメディアのデジタルシフトが起こっています。

このような市場環境の中、当社グループは製販一体体制を継続し、クラウドサービス・デジタルソリューションの提供を行ってきました。クラウドソリューション事業の主力製品であるクラウドERP「ZAC」及び「Reforma PSA」は、プロジェクト管理を必要としている企業を軸とした業界・業種に幅広く求められ安定的に伸長し、業績に寄与いたしました。デジタルトランスフォーメーション事業においてはデータ分析に基づくウェブ広告の戦略策定・運用・効果検証、ウェブサイトやデジタルコンテンツの制作、アプリケーションの企画・制作、SNS活用の戦略立案・運用支援など、デジタルを基軸に顧客のビジネスを全方位から支援するさまざまなソリューションを提供してまいりました。そして持続的な企業価値の向上を実現すべく、各事業において新規顧客の開拓、重点顧客の深掘活動、マーケティング活動への投資、採用強化にも取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益6,210,714千円（前年同期比12.3%増）、営業利益2,286,563千円（同12.8%増）、税引前利益2,352,477千円（同15.7%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,623,552千円（同14.0%増）となりました。

事業セグメント別の売上収益

事業別	売上収益
クラウドソリューション事業	3,541,984 千円
デジタルトランスフォーメーション事業	2,668,729 千円

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は173,088千円であり、その主なものは次のとおりであります。

クラウドソリューション事業	105,602千円
事業用サーバー等機器	
クラウドソリューション事業	29,392千円
ZAC新機能開発費用	

(3) 資金調達の状況

重要な事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移 (IFRS)

区 分	2021年12月期 第24期	2022年12月期 (当連結会計年度) 第25期
売 上 収 益	5,530,898 千円	6,210,714 千円
営 業 利 益	2,027,962 千円	2,286,563 千円
税 引 前 利 益	2,032,404 千円	2,352,477 千円
親会社の所有者に帰属する当期利益	1,424,038 千円	1,623,552 千円
基本的1株当たり当期利益	87.96 円	100.75 円
総 資 産	9,347,841 千円	11,045,755 千円
親会社の所有者に帰属する持分	5,908,847 千円	7,331,089 千円
1株当たり親会社所有者帰属持分	366.76 円	454.86 円

(日本基準)

区 分	2019年12月期 第22期	2020年12月期 第23期	2021年12月期 第24期
売 上 高	5,022,672 千円	5,240,816 千円	5,762,070 千円
経 常 利 益	1,357,727 千円	1,713,121 千円	2,132,046 千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	900,306 千円	1,182,080 千円	1,490,724 千円
1 株当たり当期純利益	54.24 円	71.19 円	92.08 円
総 資 産	7,681,739 千円	8,608,368 千円	8,357,570 千円
純 資 産	6,164,021 千円	7,216,818 千円	6,859,908 千円
1 株当たり純資産額	371.32 円	434.59 円	425.79 円

- (注) 1. 2022年度から、会社計算規則第120条第1項に基づき、IFRS適用して連結計算書類を作成しております。また、前年度数値についても、IFRSに準拠して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益及び基本的1株当たり当期利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額及び1株当たり親会社所有者帰属持分は、自己株式を控除した期末株式数により計算しております。
3. 当社は、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年12月期 第22期	2020年12月期 第23期	2021年12月期 第24期	2022年12月期 (当期) 第25期
売 上 高	4,744,201 千円	5,022,955 千円	5,507,254 千円	5,903,146 千円
経 常 利 益	1,351,619 千円	1,707,124 千円	2,081,456 千円	2,243,992 千円
当 期 純 利 益	852,422 千円	1,198,616 千円	1,441,383 千円	1,583,086 千円
1 株当たり当期純利益	51.35 円	72.19 円	89.03 円	98.24 円
総 資 産	7,121,655 千円	8,109,081 千円	7,789,659 千円	9,967,821 千円
純 資 産	5,811,778 千円	6,881,003 千円	6,432,304 千円	6,851,391 千円
1 株当たり純資産額	350.11 円	414.37 円	399.25 円	425.10 円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末株式数により計算しております。
2. 当社は、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準29号 2020年3月31日)等を第25期の期首から適用しており、第25期に係る数値については当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 対処すべき課題

当社グループの展開するクラウドソリューション事業及びデジタルトランスフォーメーション事業は、ともに技術の進化、顧客ニーズの変化、競合他社との競争が激しい事業領域であります。そのような事業環境の中で、経営理念の実現を目的として、当社グループの長期的で持続可能な成長を見込み、経営戦略を確実に遂行すべく対処すべき課題は以下のとおりです。

①優秀な人材の確保、育成及び多様性の確保

継続的な成長の原資である人材は、当社グループにとって最も重要な経営資源であり、持続的な成長を実現するための重要課題のひとつと認識しております。当社グループが属する情報サービス産業では、人材の獲得競争が激化しており、このような状況の中、優秀な人材を継続的に雇用し、定着させることが当社グループの発展において重要であります。人的基盤を強化するために、女性活躍の推進、多様なキャリアパス・働き方を受け容れる環境の整備、教育・育成、研修制度及び人事評価制度の充実、就業環境の向上等、各種施策を進めてまいります。

②営業力の強化

デジタルトランスフォーメーション事業において、業界での認知度の向上を目指し、マーケティング戦略を強化、リード獲得数の向上を図ってまいります。また、引き続き大手広告代理店との連携を強化し、案件の受注増加を目指してまいります。

クラウドソリューション事業においては、成長産業へのシェアを増加させるべく、営業・マーケティング活動の幅を広げ、また大手システムインテグレータ企業との連携を強化し、案件の受注増加を目指してまいります。

③技術力、製品力の向上

競争が激化しつつあるデジタルトランスフォーメーション事業において、事業機会を確実に成長につなげるためには、技術面、サービス面において一層の差別化が要求されます。技術の最新動向をキャッチアップするとともに効果的に事業に反映することで技術的優位性の強化を実現してまいります。

クラウドソリューション事業においては、主力製品であるクラウドERP「ZAC」の特徴であるSaaS型モデルの強みを活かすために、技術的な領域における研究を今まで以上に進めてまいります。「ZAC」の基本機能に関するUI（ユーザーインターフェース）の改善、海外展開に向けた多言語・多通貨対応、1万人規模の大企業での利用に耐えうるシステム構成の見直し等、重点施策を推進するために、研究開発体制の強化に努めてまいります。

④事業の海外展開

デジタルトランスフォーメーション事業において、顧客は一層海外展開を強く推進する傾向にあります。当社グループとして、顧客をグローバルにサポートできる体制は必要な要件であると考えております。同時に、海外市場を開拓することによって、大きな成長機会が期待されます。

クラウドソリューション事業においては、ERP市場では主要企業がグローバルに活動を行っており、当社グループが更なる成長を遂げるためには、グローバルでの事業運営は必要不可欠であります。

当社グループは、こうした機会を確実に取り込むべく、海外連結子会社の体制の強化、グローバルパートナーの開拓等を通じて、リスクを低減しながらも海外への展開を積極的に進めてまいります。

⑤認知度の向上、ブランドの確立

当社グループが市場での浸透度を高めていくためには、一層の認知度の向上、信頼感の醸成が必要となってまいります。顧客に「市場のリーダー」として信頼していただけるよう、製品・サービスのたゆまぬレベルアップ、既存顧客の満足度の向上、パブリシティ強化を通じ当社グループブランドの確立及び普及に努めてまいります。

(7) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

当社グループは、ITを活用して企業の経営に関わる課題解決のソリューション提供を行っており、各事業の内容は次のとおりであります。

① クラウドソリューション事業

統合基幹業務システム「ZAC」及び「Reforma PSA」の開発・販売を中心としたサービスを提供しております。

② デジタルトランスフォーメーション事業

ウェブやインターネット広告の制作・構築・運用・分析など、デジタルを基軸として企業や自治体のマーケティング活動をワンストップで支援しております。

(8) 主要な営業所（2022年12月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都 目黒区
西日本支社	大阪府 大阪市
北海道支社	北海道 札幌市
福岡支社	福岡県 福岡市

② 子会社

国内

名 称	所 在 地
株式会社オロ宮崎	宮崎県 宮崎市
株式会社oRo code MOC	新潟県 新潟市

海外

名 称	所 在 地
欧楽科技（大連）有限公司	中華人民共和国
oRo Vietnam Co., Ltd.	ベトナム
oRo Malaysia Sdn. Bhd.	マレーシア
oRo (Thailand) Co., Ltd.	タイ
台灣奧樂股分有限公司	台湾
大連奧樂廣告有限公司	中華人民共和国

(9) 従業員の状況（2022年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
465 名	24 名増

(注) 従業員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）には、契約社員、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
264 名	11 名増	33.3 歳	5.8 年

(注) 従業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）には、契約社員、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
欧楽科技(大連)有限公司	70,000 USドル	100.0%	クラウドソリューション事業 デジタルトランスフォーメーション事業
oRo Vietnam Co., Ltd.	100,000 USドル	100.0%	デジタルトランスフォーメーション事業
oRo Malaysia Sdn. Bhd.	1,000,000 マレーシアリングgit	100.0%	デジタルトランスフォーメーション事業
oRo (Thailand) Co., Ltd.	4,000,000 タイバーツ	49.0% [41.0]	デジタルトランスフォーメーション事業
台灣奧樂股分有限公司	5,000,000 台湾ドル	100.0%	デジタルトランスフォーメーション事業
大連奧樂廣告有限公司	1,000,000 人民元	100.0%	デジタルトランスフォーメーション事業
株式会社オロ宮崎	10,000,000 円	100.0%	クラウドソリューション事業 デジタルトランスフォーメーション事業
株式会社oRocode MOC	10,000,000 円	100.0%	クラウドソリューション事業 デジタルトランスフォーメーション事業

- (注) 1. 当社の出資比率の [] は、同意している者の所有割合で外数となっております。
2. 大連奧樂廣告有限公司は、欧楽科技(大連)有限公司を通じての間接所有となっております。
3. 上記の他、子会社が1社ありますが、重要性が乏しいため記載しておりません。
4. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11) 主要な借入先 (2022年12月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式の総数 48,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 16,156,453株（自己株式39,299株を含む。）
 (3) 株 主 数 2,267名
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
川田 篤	6,244,479 株	38.74 %
日野 靖久	2,907,540	18.04
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	937,600	5.82
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE THE HIGHCLERE INTERNATIONAL INVESTORS SMALLER COMPANIES FUND	808,900	5.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	729,400	4.53
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUND-PACIFIC POOL	265,400	1.65
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	258,100	1.60
THE BANK OF NEW YORK 133652	251,400	1.56
KIA FUND F149	247,800	1.54
藤崎 邦生	184,656	1.15

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	6,286株	4名
社外取締役（監査等委員を除く）	－株	－名
取締役（監査等委員）	－株	－名
監査役	－株	－名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年12月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
川田 篤	代表取締役社長	株式会社日宣 社外取締役
日野 靖久	専務取締役 コーポレート本部長	株式会社オロ宮崎 取締役 株式会社oRo code MOC 取締役
生本 博士	取締役 マーケティングコミュニケーション事業 部長	株式会社オロ宮崎 取締役 欧楽科技(大連)有限公司 董事 大連奥楽广告有限公司 董事 株式会社oRo code MOC 取締役 台湾奥楽股份有限公司 董事 oRo (Thailand) Co., Ltd. 取締役 oRo Vietnam Co., Ltd. 会長 oRo Malaysia Sdn. Bhd. Director
清宮 理慎	取締役 クラウドソリューション事業部長	欧楽科技(大連)有限公司 董事 株式会社オロ宮崎 取締役 株式会社oRo code MOC 取締役
阪口 啓	取締役	東京工業大学工学院 教授
前田 洋一	取締役 (常勤監査等委員)	欧楽科技(大連)有限公司 監事 oRo Vietnam Co., Ltd. Controller 台湾奥楽股份有限公司 監察人 大連奥楽广告有限公司 監事 株式会社オロ宮崎 監査役 株式会社oRo code MOC 監査役
鈴木 誠一	取締役 (監査等委員)	
廣岡 穰	取締役 (監査等委員)	廣岡公認会計士事務所 所長 SEホールディングス・アンド・インキュベ ーションズ株式会社 社外取締役 (監査等委員)
今村 由幾	取締役 (監査等委員)	TMI総合法律事務所 カウンセル

- (注) 1. 取締役阪口啓氏、前田洋一氏、鈴木誠一氏、廣岡穰氏及び今村由幾氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、常勤監査等委員が重要な会議等に出席し情報収集することにより、業務執行取締役の職務執行を常時監視する体制を確保し、また、会計監査人及び内部監査室との密な連携が図れる体制を構築するとともに、監査等委員会へ報告することにより社外取締役である監査等委員との情報共有や連携を通じて実効性の高い監査機能を発揮するため、常勤監査等委員を選定しております。
3. 当社は取締役阪口啓氏、前田洋一氏、鈴木誠一氏、廣岡穰氏及び今村由幾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員廣岡穰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
5. 今村由幾氏の戸籍上の氏名は、山内由幾であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項で定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社及び会社法上の子会社における全ての取締役、監査役、執行役員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

当該保険契約により被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求がなされた場合に被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数 (名)	報酬等の種類別の総額(千円)		計 (千円)	摘要
		基本報酬	非金銭報酬		
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7 (2)	120,696 (6,750)	15,869 (-)	136,565 (6,750)	
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (4)	22,140 (22,140)	-	22,140 (22,140)	
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	4,800 (4,800)	-	4,800 (4,800)	
計	14	147,636	15,869	163,505	

② 役員個人の報酬等の内容に係る決定方針

当社は取締役会において、役員個人の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の業績と企業価値の向上を促進し、持続的成長に不可欠な人材の確保が可能であること、かつ、その職務・業績への貢献及び経営状況に見合うものであり、同業他社とのバランスを考慮した水準とすることを基本方針としております。

取締役の報酬等は、固定報酬としての「基本報酬」及び非金銭報酬としての「株式報酬」により構成しており、基本方針を踏まえ役位ごとに定めた算定方法に従い、取締役会での決議により決定しております。非金銭報酬は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来

以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式を付与します。取締役会決議に基づき、株主総会で承認を得た譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額の範囲内で対象取締役に対し金銭報酬債権を支給し、対象取締役は当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことで、当社の普通株式の発行又は処分を受けます。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は上記の方針に基づいて決定しているため、当該方針に沿っているものと判断しております。なお、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等は、業務執行取締役から独立した立場にあることを考慮して固定報酬としての「基本報酬」のみで構成しております。

監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

なお、当社は、2022年3月25日付で取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役とする指名報酬委員会を設置しております。今後は指名報酬委員会の答申を得た上で取締役の報酬等を決定いたします。

③ 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2022年3月25日開催の第24期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額150百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額350百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役の員数は4名です。

2022年3月25日開催の第24期定時株主総会において、取締役の報酬限度額とは別枠で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額500百万円以内（割り当てる譲渡制限付株式数としては、年15,000株以内）とすることを決議しております。当該株主総会終結時点の当該決議の対象となる取締役の員数は4名です。

2022年3月25日開催の第24期定時株主総会において、海外赴任をする取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、借上げ社宅を提供するとともに、海外赴任により生ずる子女の教育費の追加費用を金銭に非ざる報酬額としております。この場合に会社が負担する金銭に非ざる報酬の限度額は、取締役一人当たり月額500千円以内とすることを決議しております。当該株主総会終結時点の当該決議の対象となる取締役の員数は4名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役阪口啓氏は、東京工業大学工学院の教授であります。当社と当該兼職先との間には特別な利害関係はありません。

取締役（監査等委員）廣岡稷氏は、廣岡公認会計士事務所の所長及びSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別な利害関係はありません。

取締役（監査等委員）今村由幾氏は、TMI総合法律事務所のカウンセルであります。当社と当該兼職先との間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会及び監査役会並びに監査等委員会への出席状況

	取締役会（15回開催）		監査役会（4回開催）		監査等委員会（10回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 阪口 啓	15回	100%	— 回	— %	— 回	— %
取締役（監査等委員） 前田 洋一	11回	100%	— 回	— %	10回	100%
取締役（監査等委員） 鈴木 誠一	15回	100%	4回	100%	10回	100%
取締役（監査等委員） 廣岡 穰	15回	100%	4回	100%	10回	100%
取締役（監査等委員） 今村 由幾	11回	100%	— 回	— %	10回	100%

(注) 1. 前田洋一氏及び今村由幾氏は、2022年3月25日開催の第24期定時株主総会において新たに取締役（監査等委員）に選任され、就任いたしました。そのため、2022年3月25日以降に開催された取締役会への出席状況を記載しています。
2. 鈴木誠一氏及び廣岡穰氏は、2022年3月25日開催の第24期定時株主総会において新たに取締役（監査等委員）に選任され、就任いたしました。そのため当期開催の取締役会には監査役として4回、監査等委員として11回出席しております。

(b) 取締役会及び監査等委員会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・ 取締役阪口啓氏は、情報通信工学の学者として培われた高い専門知識や経験に基づき、取締役会において独立した客観的な立場から適宜質問や助言・提言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・ 取締役（監査等委員）前田洋一氏は、事業会社における長年にわたる豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会において独立した客観的な立場から適宜質問や助言、提言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、常勤監査等委員として監査状況を報告するとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。さらに、上記以外に任意の指名報酬委員会に委員長として参加し、期待される役割を果たしております。
- ・ 取締役（監査等委員）鈴木誠一氏は、事業会社における長年にわたる豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会において独立した客観的な立場から適宜質問や助言、提言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会及び監査等委員会において監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。さらに、上記以外に任意の指名報酬委員会に参加し、期待される役割を果たしております。
- ・ 取締役（監査等委員）廣岡穰氏は、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において独立した客観的な立場で適宜質問や助言、提言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会及び監査等委員会において監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
- ・ 取締役（監査等委員）今村由幾氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会において独立した客観的な立場で適宜質問や助言、提言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 54,000千円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 54,000千円 |

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的に区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかの項目に該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、当社監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な職務の遂行が困難と認められる場合、当社監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するために、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。

なお、当社は2022年3月25日付で監査等委員会設置会社へ移行したことから、内部統制システムに関する基本方針を改定しております。改定後の決議内容の概要は以下のとおりです。

① 経営理念

- ・「社員全員が世界に誇れる物（組織・製品・サービス）を創造し、より多くの人々（同僚・家族・取引先・株主・社会）に対してより多くの「幸せ・喜び」を提供する企業となる。そのための努力を通じて社員全員の自己実現を達成する。」

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「企業倫理規程」に従い、全役職員に法令、定款、規則及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令、定款、規則及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。
- ・取締役及び従業員が法令及び定款等を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、「経営理念」に加え、「活動指針」を定める。
- ・法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定め、これに基づき、法令・定款その他社内規則に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報体制の運用を行う。また、内部通報の窓口は内部通報の状況を速やかに監査等委員会に報告する。
- ・取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任する。
- ・監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査等委員会監査基準」及び「監査計画」に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行状況を監査する。
- ・内部監査室は、法令、定款及び諸規程等に基づき適切な業務が行われているか監査を行う。
- ・コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、取締役及び従業員を対象とした、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する研修会を実施し、継続的な教育・普及活動を行う。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、文書（電磁的記録含む）により作成、保存、管理する。また、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。
- ・取締役が、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。

- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・リスク管理の基本事項を定めた「リスク管理規程」に従い、リスクマネジメント委員会を設置し、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。
 - ・リスク情報等については、各部門責任者により取締役会に対して報告を行う。
 - ・不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損失・被害等の拡大を最小限にとどめる体制を整える。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
 - ・「取締役会規程」に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。
 - ・経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
 - ・意思決定の迅速化のため、「組織規程」「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。
 - ・職務権限を越える案件については、主管部門の専門的意見を反映させた上で、代表取締役社長及び担当役員との合議により決裁する稟議制度を構築、運営する。
- ⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、オログループ（企業集団）における人材方針やコンプライアンス方針などの理念体系である「oRo Group Policy」を作成し、企業集団に経営理念の共有・浸透を図り、その業務の適正を確保する。
 - ・子会社は、「関係会社管理規程」に定める協議承認事項・報告事項については、当社へ報告し、承認を求めるとともに、定期的に業務進捗報告を実施し、経営管理情報・危機管理情報の共有を図りながら、業務執行体制の適正を確保する。
 - ・「関係会社管理規程」に定める主管責任者は、子会社の損失の危険の発生を把握した場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告を行う。
 - ・子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長、取締役会および監査等委員会に報告を行う。
 - ・監査等委員会が選定する監査等委員は、必要に応じて子会社に赴き業務の執行状況を監査する。
 - ・当社は、必要に応じて、当社の取締役又は使用人を子会社の取締役として派遣し、当該取締役又は使用人を通じて、子会社の取締役の職務執行を監督する。
 - ・当社は、子会社の取締役、監査役および使用人からも直接利用できる内部通報制度を構築し、法令・定款その他社内規則に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正する。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性確保に関する事項
- ・ 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助するための監査等委員会補助使用人を置くものとし、その人選については監査等委員会で協議する。
 - ・ 監査等委員会補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するため、監査等委員会補助使用人の任命、異動、評価、解任等については監査等委員会と事前協議し、同意を得るものとする。
 - ・ 監査等委員会補助使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとする。
- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
- ・ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
 - ア 監査等委員は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席し、報告を求める権限を有する。
 - イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、定期的に監査等委員会へ内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の計画および結果を定期的に報告する。
 - ウ 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員会に報告する。
 - ・ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
当社の監査等委員会の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに当社の監査等委員会へ報告する。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査等委員会への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。
- ⑩ 監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査等委員の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査等委員から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役

社長や取締役（監査等委員である取締役を除く。）等、業務を執行する者からの独立性を保持する。

- ・ 監査等委員会は、代表取締役社長との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行う。
- ・ 監査等委員会と内部監査室は、緊密な連携のうえ、監査計画を作成する。また監査等委員会は、必要に応じて内部監査室に調査を指示することができる。内部監査室は、監査等委員会の指示による職務に際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、代表取締役社長の指揮命令は受けないものとする。
- ・ 内部監査室の人員の任命、異動、評価、解任等については、監査等委員会と事前協議し、同意を得るものとする。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の整備に関する基本方針」を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

なお、当社は2022年3月25日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、下記については移行後の運用状況の概要を記載しておりますが、移行前においても監査役・監査役会について同様の体制を整備・運用しております。

- ・ 取締役会は、月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法定事項並びに経営及び業務執行に関する重要事項の審議、決議及び報告を行っております。また、当社の取締役会では、過半数を占める社外取締役の視点も踏まえた取締役の業務執行の監督を実施しております。
- ・ 経営戦略会議は、取締役社長、業務執行取締役及び常勤監査等委員である取締役の計5名で構成され、月1回開催し、経営の基本方針及び重要な施策に関する事項、取締役会に提出する議案に関する事項等経営課題の審議・決定を行っております。
- ・ 週次報告会議は、取締役社長、業務執行取締役、常勤監査等委員である取締役及び一定以上のグループ会社役員4名の計9名で構成され、週1回開催し、権限に基づいた意思決定のほか、業績の進捗状況等その他業務上の報告を行い情報の共有を図っております。
- ・ リスクマネジメント委員会は、業務執行取締役、常勤監査等委員及び法務部門従業員1名の計6名で構成さ

れ、定期的に開催し、当社のリスク分析、リスク対応政策の進捗状況等、内部通報制度の維持と状況報告を行い、情報共有を行っております。

- ・ 監査等委員会は、月1回の定時監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、監査等委員会で定めた監査方針、監査計画、職務分担等に依り行った監査内容の報告及び必要となる審議、決議を行っております。また、監査等委員会は、社内の重要な会議への出席や選定監査等委員による業務及び財産の状況の調査等を通じた監査のほか、内部監査室等モニタリング機能を果たす部門から報告を受けることで、内部統制システムを活用した組織的な監査を行っております。
- ・ 内部監査室は、社長直轄組織の下、社長の承認又は命に基づき、内部統制の整備・運用状況を、業務の有効性・効率性、財務報告等の信頼性、法令遵守、及び会社資産の保全の観点から評価し、リスク管理、コントロール手段、及びガバナンスの妥当性・有効性の改善に向けて助言・提言を行っております。
- ・ 当社は、取締役会の任意の諮問機関として、指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、委員の半数が独立社外取締役で構成され、取締役候補者の指名、後継者計画及び取締役の報酬等の公正・妥当性について、審議を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,408,149	流動負債	3,288,054
現金及び現金同等物	6,831,944	営業債務及びその他の債務	403,582
営業債権及びその他の債権	1,405,886	契約負債	1,801,890
契約資産	514,034	リース負債	190,993
その他の金融資産	583,023	未払法人所得税等	475,244
その他の流動資産	73,258	引当金	5,165
		その他の流動負債	411,178
非流動資産	1,637,606	非流動負債	420,264
有形固定資産	828,245	リース負債	288,162
無形資産	70,689	引当金	132,102
その他の金融資産	102,564		
繰延税金資産	596,601	負債合計	3,708,319
その他の非流動資産	39,505	(資本の部)	
		親会社の所有者に帰属する持分	7,331,089
		資本金	1,193,528
		資本剰余金	1,095,202
		自己株式	△141,788
		利益剰余金	5,117,976
		その他の資本の構成要素	66,170
		非支配持分	6,347
		資本合計	7,337,436
資産合計	11,045,755	負債・資本合計	11,045,755

連結損益計算書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金額
売上収益	6,210,714
売上原価	2,222,269
売上総利益	3,988,444
販売費及び一般管理費	1,688,925
研究開発費	42,579
その他の収益	30,918
その他の費用	1,294
営業利益	2,286,563
金融収益	73,163
金融費用	7,249
税引前利益	2,352,477
法人所得税費用	722,185
当期利益	1,630,291
当期利益の帰属	
親会社の所有者	1,623,552
非支配持分	6,738
当期利益	1,630,291

連結持分変動計算書
(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金
2022年1月1日残高	1,193,528	1,095,407	△1,727,465	5,300,180
当期利益				1,623,552
その他の包括利益				
当期包括利益	—	—	—	1,623,552
譲渡制限付株式に基づく報酬取引 配当金		△205	20,576	△4,501
自己株式の消却			1,565,100	△1,565,100
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替				5,508
所有者との取引額合計	—	△205	1,585,676	△1,805,756
2022年12月31日残高	1,193,528	1,095,202	△141,788	5,117,976

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素			合計		
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	在外営業活動体の換算差額	合計			
2022年1月1日残高	4,241	42,954	47,195	5,908,847	△434	5,908,412
当期利益				1,623,552	6,738	1,630,291
その他の包括利益	1,266	23,216	24,482	24,482	42	24,525
当期包括利益	1,266	23,216	24,482	1,648,035	6,781	1,654,817
譲渡制限付株式に基づく報酬取引 配当金				15,869		15,869
自己株式の消却				△241,663		△241,663
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△5,508		△5,508	—		—
所有者との取引額合計	△5,508	—	△5,508	△225,793	—	△225,793
2022年12月31日残高	—	66,170	66,170	7,331,089	6,347	7,337,436

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 9社

連結子会社の名称
欧楽科技(大連)有限公司
oRo Vietnam Co., Ltd.
oRo Malaysia Sdn. Bhd.
oRo (Thailand) Co., Ltd.
台灣奧樂股分有限公司
大連奧樂廣告有限公司
株式会社オロ宮崎
oRo Digital Asia Pte. Ltd.
株式会社o R o c o d e MOC

oRo Digital Asia Sdn. Bhd.は清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

3. 持分法の適用に関する事項

前連結会計年度まで持分法を適用しない関連会社であったDO HOUSE Thailand Co., Ltd.は清算終了したため、持分法を適用しない関連会社から除外しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、12月31日であり、連結決算日と同一となっております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について契約の当事者となった取引日で当初認識し、償却原価で測定する金融資産、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

重大な金融要素を含まない営業債権を除いて、全ての金融資産は、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

なお、営業債権について重要な金融要素を含んでいない場合には、取引価格で測定しております。

(b) 公正価値で測定する金融資産

投資先との取引関係の維持又は強化を主な目的として保有する株式などの資本性金融商品については、当初認識時にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定し、当該指定を継続的に適用しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による総額の帳簿価額から減損損失累計額を控除した金額で認識しています。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

株式などの資本性金融商品の公正価値の事後的な変動額はその他の包括利益として認識しております。当該金融商品を処分した場合は、その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額をその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

なお、当該金融資産からの配当金については、「金融収益」に含めて純損益として認識しております。

(iii) 金融資産等の減損

償却原価で測定する金融資産及び契約資産の予想信用損失について、損失評価引当金を認識しております。

損失評価引当金は、期末日ごとに測定する金融資産に係る信用リスクが当初認識時点以降に著しく増大しているかどうかの評価に基づき測定しております。金融資産の信用リスクが、当初認識以降に著しく増大したと判断した場合、金融資産の予想残存期間の全期間に係る予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を測定します。金融資産の信用リスクが、当初認識以降に著しく増大していないと判断した場合、期末日後12か月以内に生じる予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を測定します。ただし、営業債権及び契約資産については、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を測定しております。

予想信用損失の金額は、当社グループに支払われるべき契約上のキャッシュ・フローの総額と、当社グループが受け取ると見積られる将来キャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定し、純損益として認識しております。その後の期間において損失評価引当金を減額する事象が生じた場合は、損失評価引当金の戻入れを純損益として認識しております。

金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合は、当該金額を金融資産の帳簿価額から直接減額しております。

(iv)金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する場合、又は当社グループが金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てを移転している場合において、金融資産の認識を中止しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去の原状回復費用が含まれております。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物 3－18年
- ・工具、器具及び備品 3－10年
- ・使用権資産 1－7年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

②無形資産

原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

無形資産は、当初認識後、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 3-5年
- ・商標権 10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

研究活動に関する支出については、発生時に純損益に認識しています。開発活動に関する支出については、資産の認識要件を全て満たすものに関して、資産の認識要件を満たした日から、開発完了までに発生した支出の合計額で測定し、連結財政状態計算書に計上しています。

③リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用权資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用权資産は、リース負債の当初測定金額に借手に発生した当初直接コストを調整した取得原価で測定しております。使用权資産及びリース負債の測定に際しては、実務上の便法を適用し、リース要素とこれに関連する非リース要素は区別せず、単一のリース構成要素として認識することを選択しております。

当初認識後、使用权資産はリース期間にわたって定額法で減価償却を行っております。使用权資産のリース期間は、リースの解約不能期間と延長オプション等を加味して見積っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

当社グループは、連結財政状態計算書において、使用权資産を「有形固定資産」に含めて表示しております。

当社グループは、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及びIT機器のリースを含む少額資産のリースについて、使用权資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。当社グループは、これらのリースに係るリース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

(3)非金融資産の減損

繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額を見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及

び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に純損益として認識いたします。

過年度に認識された減損損失について、損失の減少又は消滅の可能性を示す兆候が存在しているかどうかについて評価を行います。そのような兆候が存在する場合は、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が、資産又は資金生成単位の帳簿価額を超える場合、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、減損損失の戻入を行います。

(4) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは「金融費用」として認識しております。

当社グループは引当金として、主に受注損失引当金、製品保証引当金、資産除去債務を認識しています。

① 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、報告期間の末日現在で将来の損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失金額を信頼性のある見積りが可能なものについて、報告期間の末日後に発生が見込まれる損失額を認識しております。

② 製品保証引当金

ソフトウェアに係る一定期間の製品保証の費用に備えるため、報告期間の末日現在で将来の費用の発生が見込まれ、かつ、当該費用を信頼性のある見積りが可能なものについて、報告期間の末日後に発生が見込まれる費用額を認識しております。

③ 資産除去債務

当社グループが使用する建物の賃貸借契約に付随する原状回復義務等、通常の使用に供する有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務を有する場合には、主に過去の実績等に基づき算出した将来支出の見積額に基づき資産除去債務を認識しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益の認識方法

当社グループでは、顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しており

ます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

サービスの種類ごとの履行義務及び収益認識の方法については（収益に関する注記）1. 収益の分解に記載しております。

② 収益の表示方法

収益の本人代理人の判定に際しては、その取引における履行義務の性質が、特定された財又はサービスを顧客に移転される前に支配し、自ら提供する履行義務（すなわち、「本人」）に該当するか、それらの財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務（すなわち、「代理人」）に該当するかを基準としております。

当社グループが本人として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定に当たっては、次の指標を考慮しております。

- ・顧客に対する物品若しくは役務の提供又は注文の履行について、第一義的な責任を有しているか
- ・顧客による発注の前後、輸送中又は返品の際に在庫リスクを負っているか
- ・直接的又は間接的に価格を決定する権利を有しているか

当社グループが取引の当事者であると判断した場合には、収益を総額で、代理人であると判断した場合には、収益を純額で表示しております。

(6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、千円未満を切り捨てて表示しております。

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については、期末日の為替レートを用いて換算しております。在外営業活動体の収益及び費用については、為替レートが著しく変動している場合を除き、その期間の平均為替レートで換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識し、その累積額は、非支配持分に配分している部分を除き、その他の資本の構成要素として認識

しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

在外営業活動体の一部または全てを処分し、支配、重要な影響力または共同支配を喪失する場合には、その在外営業活動体に関連する為替換算差額の累計金額を純損益として認識します。

(会計上の見積りに関する注記)

(クラウドERPの買取型契約の使用許諾料に係る売上収益の配分期間の見積り)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

クラウドERPの買取型契約のソフトウェアライセンス料に係る売上収益 791,936千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

クラウドERP ZACは、ソフトウェアライセンス、ソフトウェア保守、システム環境のサービスを組み合わせ提供することで顧客がシステム利用の便益を享受できるものであるため、単一の履行義務であります。ソフトウェアライセンスのうち買取型契約では、ソフトウェアライセンス料を契約当初に一括して受け取りますが、会計上はそれを顧客に重要な権利が生じていると見込まれる期間にわたって収益として認識することになります。具体的には、買取型契約の料金がSaaS型契約の月額料金の約30か月分に相当することに着目し、当該期間にわたり配分し、収益を認識します。

顧客と締結する使用許諾契約書上、契約期間は定められていないため、顧客に重要な権利が生じていると見込まれる期間は、平均的な顧客の利用期間よりも短いことがあり、経営者の判断を伴う会計上の見積りがあります。顧客のニーズの変化や料金体系の変更等により当該期間の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

(1) 資産から直接控除した損失評価引当金

営業債権及びその他の債権 133千円

その他の非流動資産 1,203千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 1,021,101千円

(3) 偶発債務

(訴訟等)

当社は、元従業員より、就業当時（2012年以前）における労働契約上の安全配慮義務違反に基づく損害賠償に関して、2022年6月に千葉地方裁判所において訴訟の提起（請求額77,142千円）を受け、現在係争中であります。今後の推移によっては当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積もることは困難であります。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 16,156,453株

2. 当連結会計年度末の自己株式の種類及び数

普通株式 39,299株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	241,663	15.00	2021年12月31日	2022年3月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	322,343	20.00	2022年12月31日	2023年3月27日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等で運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

外貨預金は、為替の変動リスクにさらされております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。投資有価証券は、主に取引上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

営業債権については取引先ごとに期日及び残高を管理しており、財務状況の悪化等の早期把握によりリスク軽減を図っております。

連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

なお、信用リスクのエクスポージャーに関し、担保として保有する物件及びその他の信用補完するものはありません。

当社グループでは、営業債権をはじめとする金融資産及び契約資産について、信用リスクの著しい増加の有無等を考慮のうえ、将来の予想信用損失を測定し損失評価引当金を認識しております。信用リスクが著しく増加しているか否かは、取引先の経営成績、期日経過情報、将来予測等を考慮して判断しております。信用減損した金融資産及び信用リスクが著しく増加した金融資産は、個別に信用損失を測定しております。それ以外の金融資産については、取引の性質や過去の延滞実績等を考慮してグルーピングし、集合的に信用損失を測定しております。当社グループでは以下の場合に金融資産が信用減損したと判断しております。

- ・債務者の重大な財政的困難
- ・債務者の財政上の困難に関連した譲歩の付与
- ・債務者の破産等

営業債権及び契約資産については、常に全期間の予想信用損失と同額で損失評価引当金を測定しております。営業債権以外の金融資産については、12か月の予想信用損失と同額で損失評価引当金を測定しておりますが、信用リスクが著しく増加している場合は、全期間の予想信用損失と同額で損失評価引当金を測定しております。

なお、当社グループが金融資産の全体又は一部を回収するという合理的な予想を有していない場合は債務不履行とみなしており、帳簿価額を直接減額しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における金融資産の公正価値と帳簿価額は、以下のとおりであります。なお、公正価値で測定する金融商品及び帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、以下の表には含めておりません。

(単位：千円)

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
償却原価で測定する金融資産		
その他の金融資産		
敷金及び保証金	102,512	102,834
合計	102,512	102,834

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の公正価値のヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを以下のように分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能なインプットを直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値の測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各報告期間末日で発生したものと認識しております。

(1) 償却原価で測定する金融商品

公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類された、償却原価で測定する金融資産の内訳は、以下のとおりです。なお、帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、以下の表に含めておりません。

	(単位：千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融商品				
償却原価で測定する金融資産				
敷金及び保証金	-	102,834	-	102,834
合計	-	102,834	-	102,834

(収益に関する注記)

1. 収益の分解

当社グループは、「クラウドソリューション事業」及び「デジタルトランスフォーメーション事業」を主な報告セグメントとして区分しております。各事業の顧客との契約から生じる収益の内訳は以下のとおりであります。

	(単位：千円)		
	クラウド ソリューション 事業	デジタル トランスフォー メーション事業	合計
ZACライセンス料・保守料・SaaSその他月額サービス料	2,608,026	-	2,608,026
ZAC導入支援・カスタマイズ	701,558	-	701,558
Reforma PSA	146,119	-	146,119
他社製品 他	86,280	-	86,280
マーケティング・プロモーション	-	1,053,932	1,053,932
システム・WEBインテグレーション 他	-	951,920	951,920
運用サポート・運用事務局	-	662,877	662,877
合計	3,541,984	2,668,729	6,210,714

クラウドソリューション事業

① ZACライセンス料・保守料・SaaSその他月額サービス料は、ZACに関するソフトウェアライセンス販売、システム保守、クラウド環境提供、SaaS型契約の月額サービスを含みます。顧客が利用する上で必要となるソフトウェアライセンス、システム保守、クラウド環境提供等サービスを組み合わせて提供することで顧客がシステム利用という便益を享受できるものであるため、これらを単一の履行義

務としております。

ソフトウェアライセンスの契約形態には、買取型契約とSaaS型契約があります。

買取型契約では、ソフトウェアライセンス料を契約当初に一括して収受し保守料等は月次で収受しますが、ソフトウェアライセンスと保守等を組み合わせて単一の履行義務として認識しており、この履行義務は顧客に重要な権利が生じていると見込まれる期間にわたり、時の経過につれて充足されます。顧客と締結する使用許諾契約書上、契約期間は定められていないため、顧客に重要な権利が生じていると見込まれる期間は、ソフトウェアライセンス及びそれに付帯するサービスの特徴（顧客の利用継続の履歴や品質等）を考慮して算定しております。具体的には、買取型契約の代金がSaaS型契約の月額料金の約30か月分に相当することに着目し、当該期間にわたり配分し、収益を認識しております。

SaaS型契約では、買取型契約のシステム保守料及びクラウド環境提供サービス料その他月額サービス料と同様、ソフトウェアライセンス料を月次で収受しております。これらの履行義務は主に時の経過につれて充足されるため、役務を提供する期間にわたり月次で月額料金を収益認識しております。

- ② ZAC導入支援・カスタマイズは、ZACに関する導入支援業務、及び導入時に必要な追加開発を含みます。その受注金額あるいは完成までに要する総原価が信頼性をもって見積ることができる場合は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて、当該期間にわたって収益を認識しています。この進捗度の測定は発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）を採用しています。また、受注金額あるいは完成までに要する総原価が信頼性をもって見積ることができない場合には、発生したコストのうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として認識しています（原価回収基準）。
- ③ Reforma PSAは、Reforma PSAの月額ライセンスの提供を含みます。ソフトウェアの利用環境の提供を履行義務としており、当該履行義務は主に時の経過につれて充足されるため、役務を提供する期間にわたり収益認識しております。
- ④ 他社製品他は、他社製ソフトウェアの代理人としての販売を含みます。このような販売については、顧客への製品引き渡し、検収の受領等、契約上の受渡し条件を充足することで、履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で収益を認識しております。なお、約束の履行に対する主たる責任、在庫リスク、価格設定の裁量権等を考慮すると、主として代理人としての性質が強いと判断されるため、提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額、あるいは手数料としての一定の報酬対価により計上しております。

デジタルトランスフォーメーション事業

- ⑤ マーケティング・プロモーションは、顧客のマーケティング及びプロモーションのプランニング、広告出稿、調査（広告運用、代理店としての販売を含む）を含みます。顧客に付与された権利の内容に応じて、一時点において当該権利の使用権が顧客に移転するものは、当該一時点において収益を認識

し、また、一定の期間において当該権利を顧客が使用可能となるものは、当該一定の期間にわたり収益を認識しております。広告運用及び代理店手数料は、約束の履行に対する主たる責任、在庫リスク、価格設定の裁量権等を考慮すると、主として代理人としての性質が強いと判断されるため、広告運用及び代理店手数料に関する収益は、提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額、あるいは手数料としての一定の報酬対価により計上しております。

- ⑥ システム・WEBインテグレーション他は、WEBサイト構築・リニューアル、システムインテグレーターとしての受託開発及びシステム保守等を含みます。WEBサイト構築・リニューアル及び受託開発は、その受注金額あるいは完成までに要する総原価が信頼性をもって見積ることができる場合は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて、当該期間にわたって収益を認識しています。この進捗度の測定は発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）を採用しています。また、受注金額あるいは完成までに要する総原価が信頼性をもって見積ることができない場合には、発生したコストのうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として認識しています（原価回収基準）。システム保守等は、サービスの提供が完了し、請求可能となった時点で認識しています。
- ⑦ 運用サポート・運用事務局は、既存WEBサイトに関する掲載情報の更新作業及び保守等を含みます。サービスの提供を顧客が検収した時点で履行義務が充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。

2. 契約残高

契約残高の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権	
営業債権及びその他の債権	1,405,886
契約資産	514,034
契約負債	
顧客からの前受金	1,801,890

進捗度に応じて収益を認識することにより計上した対価に対する権利として、契約資産を認識しております。契約資産は、支払に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。

契約の履行に先立ち顧客から受領する前受対価を、契約負債として認識しております。契約負債は、当該前受対価に係る契約について収益を認識するにつれて取り崩しています。当連結会計年度に認識された収益について、期首の契約負債残高に含まれていた金額は、736,982千円であります。

3. 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、個別の予想契約期間が1年以内と見込まれる取引は、実務上の便法を使用しているため記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

	(単位：千円)
1年以内	819,375
1年超	982,515
未充足の履行義務に配分した取引価格の総額	<u>1,801,890</u>

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分	454円86銭
基本的1株当たり当期利益	100円75銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,700,162	流動負債	3,004,670
現金及び預金	6,721,876	買掛金	363,947
受取手形	50,412	未払金	82,001
売掛金	1,151,467	未払費用	162,686
契約資産	521,876	未払法人税等	482,000
貯蔵品	6,476	契約負債	1,793,613
前渡金	825	預り金	27,370
前払費用	43,682	受注損失引当金	850
関係会社短期貸付金	42,000	その他	92,201
その他	161,680		
貸倒引当金	△133	固定負債	111,759
		資産除去債務	99,453
固定資産	1,267,658	その他	12,306
有形固定資産	349,814	負債合計	3,116,429
建物	203,864	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	502,312	株主資本	6,851,391
減価償却累計額	△356,362	資本金	1,193,528
無形固定資産	76,128	資本剰余金	1,103,528
商標権	216	資本準備金	1,103,528
ソフトウェア	57,676	利益剰余金	4,690,711
ソフトウェア仮勘定	18,225	その他利益剰余金	4,690,711
その他	9	繰越利益剰余金	4,690,711
投資その他の資産	841,715	自己株式	△136,377
関係会社株式	54,788		
関係会社出資金	15,747	純資産合計	6,851,391
破産更生債権等	1,203	負債・純資産合計	9,967,821
長期前払費用	26,460		
繰延税金資産	656,146		
その他	88,573		
貸倒引当金	△1,203		
資産合計	9,967,821		

損益計算書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		5,903,146
売上原価		2,287,995
売上総利益		3,615,150
販売費及び一般管理費		1,472,978
営業利益		2,142,171
営業外収益		
受取利息及び配当金	9,446	
為替差益	83,039	
その他	10,401	102,888
営業外費用		
固定資産除却損	133	
雑損失	933	1,067
経常利益		2,243,992
税引前当期純利益		2,243,992
法人税、住民税及び事業税	758,355	
法人税等調整額	△97,450	660,905
当期純利益		1,583,086

株主資本等変動計算書
(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2022年1月1日残高	1,193,528	1,103,528	288	1,103,817	5,852,687	5,852,687
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	△933,589	△933,589
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,193,528	1,103,528	288	1,103,817	4,919,098	4,919,098
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	△241,663	△241,663
当期純利益	－	－	－	－	1,583,086	1,583,086
自己株式の処分	－	－	△288	△288	△6,060	△6,060
自己株式の消却	－	－	－	－	△1,563,750	△1,563,750
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	△288	△288	△228,386	△228,386
2022年12月31日残高	1,193,528	1,103,528	－	1,103,528	4,690,711	4,690,711

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2022年1月1日残高	△1,721,970	6,428,062	4,241	4,241	6,432,304
会計方針の変更による累積的影響額	－	△933,589	－	－	△933,589
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,721,970	5,494,472	4,241	4,241	5,498,714
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	－	△241,663	－	－	△241,663
当期純利益	－	1,583,086	－	－	1,583,086
自己株式の処分	21,843	15,494	－	－	15,494
自己株式の消却	1,563,750	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	－	－	△4,241	△4,241	△4,241
事業年度中の変動額合計	1,585,593	1,356,918	△4,241	△4,241	1,352,677
2022年12月31日残高	△136,377	6,851,391	－	－	6,851,391

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式 …………… 移動平均法による原価法
- ②その他有価証券
 - 市場価格のない株…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法
式等以外のもの …………… により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株…………… 移動平均法による原価法
式等

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- 建 物 …………… 8～18年
- 工具、器具及び備品 …………… 3～10年

(2) 無形固定資産

- ①商標権 …………… 定額法を採用し、10年で償却しております。
- ②市場販売目的の …………… 見込販売可能期間（3年）における見込販売数量に基づく償却額と
ソフトウェア …………… 見込販売可能期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償
却しております。
- ③自社利用目的の …………… 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しており
ソフトウェア …………… ます。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸
倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に
回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 受注損失引当金 …………… 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末におけ
る受注契約に係る損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 収益の認識方法

当社では、顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

サービスの種類ごとの履行義務及び収益認識の方法については（収益に関する注記）に記載しております。

(2) 収益の表示方法

収益の本人代理人の判定に際しては、その取引における履行義務の性質が、特定された財又はサービスを顧客に移転される前に支配し、自ら提供する履行義務（すなわち、「本人」）に該当するか、それらの財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務（すなわち、「代理人」）に該当するかを基準としております。

当社が本人として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定に当たっては、次の指標を考慮しております。

- ・顧客に対する物品若しくは役務の提供又は注文の履行について、第一義的な責任を有しているか
- ・顧客による発注の前後、輸送中又は返品の際に在庫リスクを負っているか
- ・直接的又は間接的に価格を決定する権利を有しているか

当社が取引の当事者であると判断した場合には、収益を総額で、代理人であると判断した場合には、収益を純額で表示しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、買取型契約におけるソフトウェアライセンス販売は検収基準により、また導入支援・カスタマイズ及びシステム制作のうち進捗部分について成果の確実性が認められない契約は工事完成基準により収益を認識しておりましたが、契約形態に拘らず、財又はサービスに対する支配が一定の期間にわたって顧客に移転する取引については一定の期間にわたって収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、利益剰余金の当期首残高は、

933,589千円減少しております。

また、当事業年度においては、売上高が351,140千円減少し、売上原価が109,060千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」「契約資産」に、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

（表示方法の変更に関する注記）

前事業年度において、独立掲記していた「受取損害賠償金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めております。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めておりました「雑損失」は、金額的重要性が増したため、区分掲記しております。

（会計上の見積りに関する注記）

クラウドERPの買取型契約の使用許諾料に係る売上高の配分期間の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

クラウドERPの買取型契約のソフトウェアライセンス料に係る売上高 791,936千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に記載している事項と同一であります。

（貸借対照表に関する注記）

・ 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 13,732千円

短期金銭債務 78,150千円

なお、区分掲記したものについては除いております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売	上	高	6,200千円
仕	入	高	698,033千円
営業取引以外の取引高			1,999千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普	通	株	式	39,299株
---	---	---	---	---------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、契約負債の加算、関係会社株式評価損の否認等であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 役員及び主要株主等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称 または 氏名	所在地	資本金 または 出資金	事業の内容 または 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (注1)	科 目	期末残高
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	デコボコベ ース株式会 社	東京都 港区	9,501	障がい者 支援事業 介護教育 事業	-	システ ム構築 サーバ ー運用 役員の 兼任	システ ム構築 サーバ ー運用 (注1)	17,349	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) デコボコベース株式会社の役員である上岳史氏は2022年3月25日をもって当社取締役を退任しており、上記の内容は当事業年度の在任期間に係るものです。

2.子会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の 名称	議決権等 の所有 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注1)	取引金額	科 目	期末残高
子会社	株式会社 オロ宮崎	直接100.0	顧客サポートサ ービス等委託 役員の兼任	顧客サポート サービス等の 委託	380,509	買掛金 未払金	31,439 2,775

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、子会社から一定の計算に基づいた提示を受け、双方協議の上で決定しております。

(収益に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（収益に関する注記）」1.「収益の分解」に同一の内容を記載しておりますため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	425円10銭
1株当たり当期純利益	98円24銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

株式会社オロ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桑 本 義 孝
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 新 保 哲 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オロの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社オロ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

株式会社オロ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桑本義孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新保哲郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オロの2022年1月1日から2022年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、往査の実施や取締役等と意思疎通、情報の交換及び認識の共有を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月22日

株式会社オロ 監査等委員会

常勤監査等委員	前田洋一	㊟
監査等委員	鈴木誠一	㊟
監査等委員	廣岡穰	㊟
監査等委員	今村由幾	㊟

(注) 監査等委員前田洋一、鈴木誠一、廣岡穰、及び今村由幾は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

■会場

東京都中央区京橋一丁目10番7号 K P P八重洲ビル 12階

A P東京八重洲 F+Gルーム

■会場までの交通

JR「東京駅」八重洲中央口 徒歩約7分

東京メトロ銀座線「京橋駅」6番出口 徒歩約5分

東京メトロ銀座線・東西線「日本橋駅」B1出口 徒歩約6分

都営浅草線「宝町駅」A7出口 徒歩約5分

※駐車場のご用意はございませんので、お車のご来場はご遠慮下さい。

■ご来場について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会会場へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

